

令和3年10月19日

### 特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和3年10月19日現在、1,072件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/health\\_promotion/pdf/food\\_labeling\\_cms206\\_200602\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf)

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 石井、林

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	からだすこやか茶W 250	日本コカ・コーラ株式会社	6011001017563	茶系飲料	難消化性デキストリン (食物繊維として)	本製品は難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、脂肪の吸収を抑え、糖の吸収をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になる方へ適した飲料です。	本品は糖尿病や高脂血症の治療薬、及び予防薬ではありません。治療中の方は、医師などの専門家にご相談ください。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかのゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取してください。	お食事ごとに1本を、1日当たり3本を目安にお飲みください。	特保	R3.10.19	1829